

「官民連携による国際クルーズ拠点」として

那覇港管理組合と連携する

クルーズ船社の公募に関する審査基準

那覇港管理組合

平成 30 年 9 月 4 日

(平成 30 年 9 月 12 日修正)

目 次

第 1	審査基準の位置づけ	P1
第 2	基本的な考え方	P1
第 3	選定委員会の設置	P1
第 4	審査の流れ	P2
第 5	参加資格確認	P2
第 6	提案審査	P3
第 7	優先交渉権者候補等の選定	P6
第 8	優先交渉権者等の選定	P6

「那覇港における官民連携による国際クルーズ拠点形成 計画書（目論見）」に関する審査基準

第1 審査基準の位置づけ

この審査基準は、「官民連携による国際クルーズ拠点」として那覇港管理組合と連携するクルーズ船社の募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、組合と連携するクルーズ船社（以下、「連携船社」という。）を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、募集要項と一体のものである。

本書で使用する用語の定義については、募集要項に準ずるものとする。

第2 基本的な考え方

選定にあたっては、応募者の資格の有無を判断する「参加資格確認」と、応募者の提案内容等を審査する「提案審査」を実施する。

参加資格確認では、応募者の参加資格について、組合が審査を行う。参加資格要件を満たしていなければ失格となる。

提案審査では、応募者から提出された提案書の内容について選定委員会が審査を行う。選定委員会は、提案審査の結果に基づき、優先交渉権者候補及び次点交渉権者候補を選定し、組合に答申する。

組合は、選定委員会からの答申を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第3 選定委員会の設置

優先交渉権者の選定にあたり、提案内容を公平かつ公正に審査するため、組合は、学識経験者等により構成される選定委員会を設置している。選定委員会の委員は以下のとおりである。

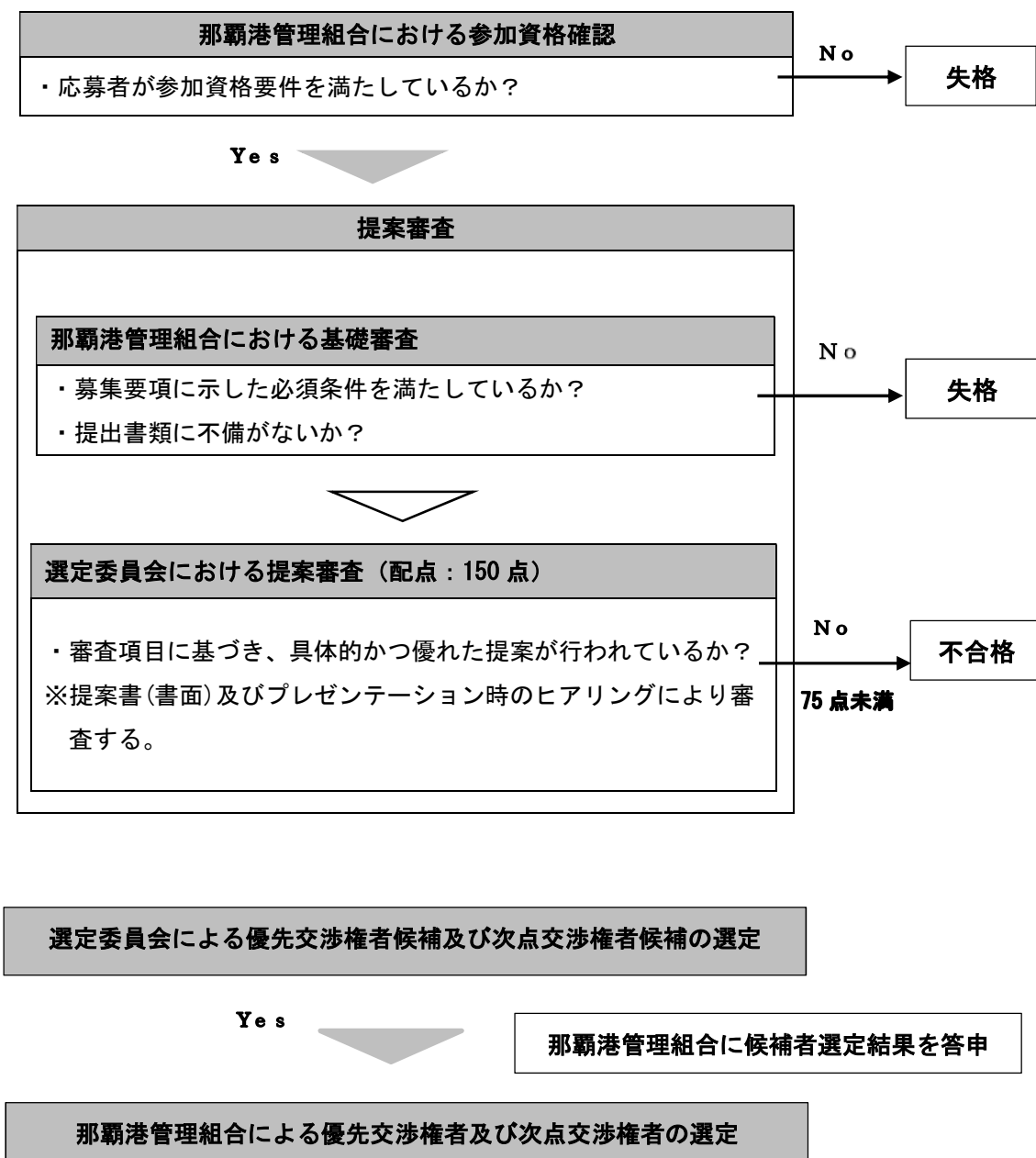
表1-1 選定委員会委員

氏 名	職 名
池田 良穂	大阪経済法科大学 OUEL 研究センター 客員教授
下地 芳郎	琉球大学 国際地域創造学部 観光地域デザインプログラム 教授
大谷 健太郎	名城大学 国際文化研究科 国際学群 観光産業教育研究学系 上級准教授
湧川 盛順	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー 専務理事
小山 岳史	小山会計事務所 公認会計士

* なお、「連携船社」の選定までに、上記の委員に連携船社選定に関連して接触した者は、応募を無効とすることがある。

第4 審査の流れ

審査の流れは以下のとおりである。



第5 参加資格確認

組合は、応募者が募集要項に示す参加資格を満たしているかどうか審査する。1項目でも要件を満たさない項目があれば失格とする。失格となった応募者は、提案審査に参加することはできない。

第6 提案審査

「基礎審査」と「提案審査」により、提案書の審査を行う。

1. 基礎審査

組合は、次に掲げる要件を満たしているか審査を行う。要件を1つでも満たしていない場合は失格とし、以降の審査は行わない。

- (1) 募集要項で規定された必須条件を満たしていること。
- (2) 必要な書類が全て提出され、必要事項が全て記載されていること。
- (3) 同一応募者が2以上の提案書を提出していないこと。

2. 提案審査

選定委員会において、審査項目等を設定し、提案を評価する。

優れた提案と認められるものについては、その程度に応じて、審査項目毎に得点を付与する。提案審査による配点は150点満点とし、各審査項目の配点については後述する。なお、得点が75点に満たない提案は不合格とする。

(1) 評価方法

審査項目毎に審査の視点に基づき、次に示す5段階評価により得点を付与する。

審査項目については、提案の優劣を評価し、A～E評価を付与する。

なお、「優れている」とは、「沖縄県（経済・観光等）への貢献度」、「那覇港の理解度」、「東洋のカリブ構想との整合性」、「実施手順」、「的確性」、「実現性」、「独自性」等を着目点として評価する。

評価ランク	評価内容	得点割合
A	秀でて優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	いくつかの優れている点がある。	配点×0.50
D	少し優れている点がある	配点×0.25
E	優れた点はみうけられない	配点×0.00

(2) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は以下のとおりである。なお、審査項目に対する提案において、下記に示す審査の視点以外の優れた提案があった場合、選定委員会が当該提案を評価すべきと認めたときには評価対象とする。

評価テーマ 1：寄港実績と今後の見通し

(配点：15点)

審査項目	審査の視点	配点
1-① 那覇港への過去の実績	・ 那覇港への過去5年間の寄港実績	4
1-② 那覇港への今後の寄港	・ 那覇港への今後、10年間の寄港予定回数	6
1-③ 那覇以外への過去の実績	・ 那覇港以外、主要港への過去5年間の寄港実績	2
1-④ 那覇以外への今後の寄港	・ 那覇港以外、主要港への今後、10年間の寄港予定回数	3

※ 主要港実績は、港湾名、寄港回数がかかる資料を添付すること

※ 主要港とは、寄港実績が多い順に5港程度とする。

評価テーマ 2：国際クルーズ拠点施設の方針・目標

(配点：30点)

審査項目	審査の視点	配点
2-① 運用開始年における国際クルーズ拠点としての那覇港の利用イメージ（利用日数、乗客数を含める）	・ 運用開始年における那覇港の国際クルーズ拠点としての具体的な利用イメージ （寄港地※1、発着港※2、拠点港※3、母港※4） ※那覇港の目指す方向性（東洋のカリブ構想）との整合性が高いほど高評価。	15
2-② 目標年（任意に設定）における国際クルーズ拠点としての那覇港の利用イメージ（利用日数、乗客数を含める）	・ 目標年（任意に設定）における那覇港の国際クルーズ拠点としての具体的な利用イメージ （寄港地※1、発着港※2、拠点港※3、母港※4） ※那覇港の目指す方向性（東洋のカリブ構想）との整合性が高いほど高評価。	15

※1 寄港地とは、クルーズツアー中に立ち寄る港

※2 発着港とは、クルーズツアーの折り返し地点として、多くの乗船客の下船・乗船が実施される港

※3 拠点港とは、主に運航拠点として数ヶ月間、継続的に利用されている港

※4 母港とは、最も発着回数の多い港かつ優先的に利用できるバースのある港

評価テーマ 3：国際クルーズ拠点施設の整備及び管理方法

評価テーマ 4：岸壁利用に係る考え方 (③、④を合計で配点：55点)

審査項目	審査の視点	配点
<p>3-① 船社が整備する施設、配置</p> <p>3-② 施設の規模、機能、投資額</p>	<p>評価テーマ3-①、②（船社の整備（投資）、規模、機能、投資額）と4-①、②（優先利用期間、優先予約可能日数）は、相関性が高いので一体的に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジアにおける主要なクルーズターミナルと比べて遜色がない機能を持つターミナルとなっているか。 ・旅客ターミナルからクルーズ船までの乗客のアクセスの考え方はどうか。 ・船社が整備（投資）する施設、規模等は、優先利用期間(15年以上40年以下)及び優先予約可能日数(年間最大250日)の提案に対して、バランスがとれているか <p>※那覇港の目指す方向性（東洋のカリブ構想）との整合性が高い提案ほど高評価。</p>	40
3-③ 管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営体制の実現性 ・地元企業の活用 ・施設運営に関する収支の考え方 	10
4-③ 優先予約受付期間及び優先予約対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ・他社クルーズ船の岸壁利用も含めた利用日数増加（岸壁稼働率の向上）の工夫 <p>※工夫の程度が高いほど高評価</p>	5

評価テーマ 5：国際クルーズ拠点形成の効果、推進体制等 (配点：50点)

審査項目	審査の視点	配点
5-① 国際クルーズ拠点形成に伴う経済効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・県内地域活性化の取組み ・県内での雇用人数 ・県内特産品等の船内への物資搬入 ・県内の店舗、観光地等での消費 <p>（クルーズ船客に提供する寄港地観光の考え方）等</p> <p>※効果が高い提案ほど高評価</p>	50
5-② 地元の自治体・経済団体等の連携による推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治体、経済団体等で組織する協議会等への参画姿勢 ・国際クルーズ拠点形成の推進が図れる有効な活動 	

第7 優先交渉権者候補等の選定

1. 優先交渉権者候補等の選定方法

提案審査の結果に基づき、選定委員毎に応募者の順位を設定し、順位を第1位とした委員の数が最も多い応募者を優先交渉権者候補とし、順位を第1位とした委員の数が次に多い応募者を次点交渉権者候補とする。

順位を第1位とした委員の数が同数の応募者が2人以上ある場合は、以下のとおり対応する。

- 1) 順位を第2位とした委員の数が最も多い応募者を優先する。
- 2) 上記1) で差がつかない場合は、順位を第3位とした委員の数が最も多い応募者を優先する。
- 3) 上記2) で差がつかない場合は、くじ引きにより優先交渉権者候補を選定する。

2. 不合格者の決定方法

提案審査の結果、各選定委員の評価結果（得点）の平均値が75点未満となった提案は、不合格とする。

第8 優先交渉権者等の選定

組合は、選定委員会による評価の結果を基に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。